

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
大型車両用オートリフト6年定期点検	AADS-R04003		
	作 成	令和4年10月5日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	第102高射直接支援大隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する車両整備用オートリフト（以下、本機という。）の外注整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の1.2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.4 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	品 名	型 式	数 量	備 考
1	大型車両用オートリフト	WSL-PSFU240	1	(株)バンザイ製

引用文書

この仕様書に引用する次の文章は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10t、24t、30t）の定期点検要領の徹底について（通達）

[陸幕武化第556号（20.12.15）]

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 品名・数量等

品名・数量等は、調達要領指定書による。

2.2 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で点検するものとする。

2.3 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3に示す“整備作業方式”によるものとし、整備作業表は、表4による。

2.5 点検基準

点検基準は、要領書による。

2.6 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書により指定する。

2.7 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等品以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.8 塗装・防錆処置

塗装及び防錆処置、商習慣による。

2.9 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

3.1 検査など

整備後の試験などは、官側立会のうえ提出書類を確認し外観・機能検査後に引渡しを行うものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

3.3 品質保証期間

定期点検に伴う定期交換部品の品質保証期間は、部品交換の日から6ヶ月間とする。

4 その他の指示

4.1 官側の支援

点検に必要な人員及び車両については、官側の支援を受けることができる。

なお、支援を受ける場合は、必要事項を調達要求元と調整するものとする。

4.2 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9.7により返納するものとする。

4.3 提出書類

提出書類は、表 2 による。

表 2—提出書類

名称	部数	注記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書 ^{a)}		GLT-CG-Z000001の5.2による。
製造会社の定期点検要領書 (定期点検記録表を含む。)		—
注 ^{a)} 必要に応じて提出する。		

4.4 添付書類

添付書類は、表 3 による。

表 3—添付書類

名 称	部数	注 記
定期点検成績書	各 1	—
交換部品証明書		—
品質保証書		—
納入品のかしに関する契約条項		GLT-CG-Z000001の7.4による。

4.5 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお、シール等の規格等については、商習慣とする。

4.6 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表 4-整備作業表

工 程		作 業 内 容
1	作業前の確認	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に確認する。
2	再現テスト	確認した状況の再現テストを行う。 なお、その際、官側の管理責任者の立会のうえ確認する。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防せい処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフト位置の確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.2に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、4.5に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	2 S J B 1 A 5 0 5 1 5
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年10月5日
	作 成 部 隊	第102高射直接支援大隊
	作 成 年 月 日	令和4年10月5日
品 名	大型車両用オートリフト定期点検	
仕 様 書 番 号	AADS-R04003	

指定事項

1 整備品名・型式・数量

品 名	型 式	数 量	備 考
大型車両用オートリフト	WSL-PSFU240	1	(株)バンザイ製

2 整備実施場所

実施場所は、飯塚駐屯地 第102高射直接支援大隊 車両整備工場とする。

3 交換部品の返納

交換部品の返納は、行わないものとする。なお、処分については、契約相手方が処分するものとする。

4 交換部品

- (1) 大型車両用オートリフトの交換部品については、別紙「交換部品（大型車両用オートリフト6年点検）」のとおり。

交換部品 (大型車両用オートリフト6年点検)

品目番号	品名	数量
1	アクスル受板 ウレタン	2個
2	マニホールドブロック	2個
3	軸	2個
4	圧縮コイルバネ	2個
5	Oリング	2個
6	軸受 (A)	2個
7	キャップOリング	2個
8	軸受 (B)	2個
9	ドッグ	2個
10	リミットスイッチ	2個
11	スペーサ	2個
12	Oリング	4個
13	長ニップル	2個
14	高圧異径エルボ	2個
15	アダプタ	2個
16	サクションフィルタ	2個
17	端子台	2個
18	油圧ポンプ	2個
19	リテーナ	2個
20	リフティングバルブ A s s y	2式
21	電磁開閉器	2個
22	可逆電磁開閉器	1個
23	ホイスト用押釦開閉器	1個
24	キャプタイヤコード	1個
25	作動油	1式